お申込み手続きの流れ

申込書ご記入
住宅設備延長保証サービス
申込書に必要事項をご記入の上
同封の返信用封筒にて
ご返送願います。

保証料お支払い
申し込み確認後、請求書（コンビニ振込伝票）を
ご郵送させていただきます。

保証書発行
入金確認後
ご郵送させていただきます。

住宅設備延長保証サービス規定

本書は、株式会社アーネストワン（以下「当社」といいます。）が引渡した戸建住宅（以下「保証住宅」といいます）に関し、アーネストワン住宅設備延長保証サービス（以下「本保証」といいます。）に加入されたお客様（以下「加入者」といいます。）が事前に申込みをした保証住宅の設備機器（以下「本製品」といいます。）において故障・トラブルが発生した場合、製造メーカー取扱説明書及び保証書（以下「メーカー保証書」といいます。）に記載された内容および以下の条項の内容に従って、株式会社アーネストワン（以下「当社」といいます）が保証することをお約束するものです。

第１条　　保証内容
１．保証期間内に本製品に発生した故障・トラブルに対する修理業務に関わる一連の作業（修理に係る部品代、出張費用を含む）を加入者に代わり当社が行います。
２．当社の判断により、修理を行わず、代替品を提供する場合があります。

第２条　　保証範囲
１．本保証は、保証期間中に本製品の取扱説明書や注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、発生した故障・トラブルで且つ、本製品の製造メーカーの保証規定にて保証対象となる故障・トラブルを対象とします。
２．第６条に定める「適用除外」に該当する場合は、自然故障であっても本保証の対象となりません。
３．本保証の対象外の原因による故障であることが判明した場合の修理費用（技術費用、部品代金、出張費用等）は加入者の負担となります。

第３条　保証期間
本保証が効力を有する期間は、本保証の保証書に記載された保証期間とします。本保証期間内においては修理回数に制限はありません。
なお、製造メーカー保証期間内に初期不良等で製造メーカーより代替品が提供された場合、または、第１条第２項の定めにより代替品が提供された場合であっても、本保証期間は変更されないものとします。

第４条　保証の終了
次の各号に該当する場合には、本保証は終了します。
（１）本保証の保証書に記載された、保証期間が終了した場合。
（２）保証期間終了前に第三者へ保証住宅を譲渡された場合。
（３）製造メーカーの倒産、事業撤退、その他製造メーカーの事情により本製品の修理又は交換による修理を行うことができない場合（事業承継等により修理を行う者が存在する場合は除く）。

第５条　登録情報の変更
次の各号に該当する変更があった場合には、登録情報の変更が必要となりますので、当社へご連絡ください。ご連絡いただけない場合は本保証期間中であっても、本保証の対象とならない場合がありますので予めご了承下さい。
（１）保証終了前に氏名、住所、電話番号等の変更があった場合。
（２）製造メーカーより代替品の提供等が行われ、製品情報及び製造番号に変更があった場合。

第６条　適用除外
１．次の各号に該当する場合には、本保証の適用除外となります。
（１）発行した保証書のご提示がない場合。（但し、当社にて保証登録が確認された場合は除きます。）
（２）加入者が当社以外の製造メーカー等に直接修理依頼をされた場合。
（３）保証修理の依頼を受け、本製品の点検・診断をした結果、故障の存在を確認できなかった場合。
（４）保証修理の依頼が保証終了後になされた場合。
２．次の各号に該当する本製品の故障又は損傷等は、本保証の適用除外となります。
（１）加入者又は第三者の、故意又は過失、若しくは製造メーカー保証外である加工、改造に起因する故障又は損傷。
（２）製造メーカー取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書に記載している方法とは異なる不適切な使用、取扱いに起因する故障又は損傷。
（３）製造メーカー取扱説明書に記載される本製品の使用者が行うべき調整及び内部清掃等の諸作業に起因する故障又は損傷。
（４）本製品の本体以外に生じた故障又は損傷、若しくは設置後の移設、落下等によって生じた本製品の故障又は損傷。
（５）火災、落雷、凍害、異常電圧、地震、その他天災による故障又は損傷。
（６）水害、公害、塩害、ガス害及び異常環境（水質、水圧、電圧）、指定外の使用電源（電圧・周波数等）等に起因する故障又は腐食、損傷。
（７）消耗品（電池、焼き網、フィルター類）又は製造メーカーが指定する消耗品の交換。
（８）経年変化あるいは使用損耗により発生する、変質、変色、スプリング等のヘタリ、自然退色、その他類似の故障又は損傷。
（９）本製品の機能及び使用の際に影響のない故障又は損傷。
（10）本製品の製造メーカーがリコール宣言を行った後の、リコール部品及びリコール部　位にかかる本製品の故障又は損傷。
（11）動物・植物等の外部要因による故障又は損傷・変色・変質・その他類似の損傷。
（12）戦争、外国の武力行使、革命、内乱その他これらに類似の事変又は暴動に起因する故障又は損傷。
（13）核燃料物質（使用済燃料を含みます。）若しくは核燃料物質による汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障又は損傷。

第７条　　間接損害
次の各号に該当する損害については、本保証の適用除外となります。
（１）本製品の故障又は損傷に起因して生じた身体障害（損害に起因する死亡を含みます）。
（２）本製品の故障又は損傷に起因して他の財物（ソフトウェアを含みます）に生じた故障もしくは損傷等の損害。

第８条　　その他の注意事項
１．故障又は損害の認定等について当社と加入者での見解に相違が生じた場合、当社を通じて、製造メーカー等の意見を求めることができます。
２．本保証は原則として解約は出来ませんが、保証住宅が売買契約に基づき当社から引渡された場合において、かかる売買契約が解除されたときは、本保証を解約し、お支払いいただいた本保証料金相当額を返金いたします。なお解約前に既に本保証のご利用があった場合は返金できません。
３．加入者は、本保証にお申し込みいただいた時点で、本規定に同意いただいたものとします。
４．保証修理の際に交換された旧部品の返却は致しかねます。

第９条　　個人情報の取り扱いについて
加入者の個人情報は、当社「プライバシーポリシー」に記載の目的以外には使用いたしません。詳細につきましては当社ホームページをご覧ください。

飯田グループホールディングス
ArnestOne 株式会社アーネストワン
住宅設備延長保証サービス
フリーダイヤル 0120-4135-46
営業時間：9:00～18:00（年末年始除く）

アーネストワンは家だけでなく住宅設備も長期保証いたします！

住宅設備延長保証サービス

飯田グループホールディングス
ArnestOne 株式会社アーネストワン

住宅設備延長保証サービスとは…

住宅設備に故障やトラブルが発生した場合に、
住宅の引渡日から“最長10年間”無償修理が受けられる
サービスのことです。

※通常の保証期間は1～2年になります。詳しくは弊社発行の「住まいのQ&A」をご覧下さい。

住宅設備延長保証サービス３つの特長

保証期間は、安心＆納得の最大10年です。

1. 保証期間中の修理の回数に制限はありません。
2. 修理交換に関わる部品代、作業料、出張費など住宅設備延長保証サービス規定内であればすべて無料。急な出費がなくなり、お客様の家計の不安を解消します。
3. 故障･トラブルはいつ発生するかわかりません。専門スタッフが対応いたします。

●当保証サービスにつきましては、販売決済後１年間がお申込み期間となります。

1 最大10年間何度でも利用可能!

2 無料修理（部品代･出張費含む）

3 アーネストワンコールセンターで受付対応

「５年・10年保証パック」保証対象機器一覧

◆給湯器

［保証対象機器］
●ガス給湯器
or エコキュート

通常メーカー保証 1～3年

◆システムキッチン

［保証対象機器］
●ガスコンロ
or IHクッキングヒータ
●レンジフード●混合水栓

通常メーカー保証 1年

◆洗面化粧台

［保証対象機器］
●鏡面曇り止め
●混合水栓
●照明器具

通常メーカー保証 1年

◆システムバス

［保証対象機器］
●浴室換気暖房乾燥機
●混合水栓

通常メーカー保証 1年

◆ウォシュレット（トイレタンクは除く）

［保証対象機器］
●温水洗浄便座

通常メーカー保証 1年

◆TVモニター付インターホン

インターホン（子機）（室外）

インターホン（親機）（室内）

通常メーカー保証 1年

無償修理対象とならない主な原因・事例

火災　落雷　凍結　地震　異物混入

◆消耗品（バッテリーや内蔵電池、フィルター等）の交換の場合
◆改造等に起因する故障・トラブルの場合
◆誤った使用方法が原因で発生した故障の場合
◆修理を直接メーカーサービスや修理会社に申し込んだ場合
◆故障またはトラブルの連絡が住宅設備延長保証サービス保証期間を過ぎていた場合

※詳細は住宅設備延長保証サービス規定をご覧ください。

サービス料金について

「ガス機器パック」か「オール電化パック」をお選びいただけます。

		ガス機器パック	オール電化パック
5年	【通常】	33,000円（税込）	39,000円（税込）
	【早期申込割引】	30,000円（税込）	36,000円（税込）
10年	【通常】	110,000円（税込）	122,000円（税込）
	【早期申込割引】	100,000円（税込）	112,000円（税込）

＊早期申込割引：住宅の引渡日から30日以内（返信用封筒の当日消印有効）に申込みをされたお客様が対象となります。※「住宅設備延長保証サービス」の保証対象となる住宅設備機器は、保証対象機器一覧のうち、お引渡し時に住宅に設置されている各メーカーサービスの対象となる機器となります。お引渡し後に、お客様がご自身で購入・設置された機器やメーカーサービスの対象外とされる機器は、「住宅設備延長保証サービス」の対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

よくあるご質問のご紹介

どんな故障の問い合わせが多いですか？

給湯器本体や給湯器リモコンの不具合、インターホン液晶画面の不具合、ウォシュレットノズルの動作不良などいろいろです。

修理したばかりなのに、また同じような故障が…これって保証の対象になる？

ご安心ください。保証期間中なら何度でも修理依頼できます。ただし同じような故障が続く場合は、代替品の提供を優先する場合もございますので、ご了承ください。

直接メーカーに修理を申し込んだ後でも大丈夫？

申し訳ございません。修理を直接メーカーサービスや修理会社に申し込んだ場合は保証対象外となります。

火災や落雷の時も、保証はしてもらえますか？

火災･落雷･凍害･地震などの天災による故障は保証対象外になります。通常の使用による自然故障が対象です。

サービスの流れ

お客様

故障やトラブルのご連絡だけでOK!

ArnestOne

アーネストワン
アーネストワンの専門スタッフが症状を確認のうえ、お客様に代わって住宅設備メーカーへ修理手配を行います。わずらわしい手続きは一切不要です。
専門スタッフが迅速な対応!

住宅設備メーカー
メーカー技術スタッフがご訪問日時をお伺いしご自宅へ修理対応。

※出張修理の場合、お客様立ち合いが必要となりますので、ご依頼の際はご注意ください。